

# バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

新築された日から10年以上を経過した住宅について、特定の要件を満たした上で、バリアフリー改修を行った場合には、その住宅に係る翌年度の固定資産税を減額する制度ができました。

## ●対象となる要件

1	新築された日から10年以上を経過した住宅であること。								
2	次のいずれかの方が居住する住宅であること ①65歳以上の方 ②要介護認定または要介護支援認定を受けている方 ③障がいをお持ちの方 ※上記の方が住宅の所有者である必要はありませんが、賃貸住宅は対象外となります。								
3	次の工事で、補助金等を除く自己負担額が50万円超であること。 <table border="1"><tr><td>①通路または出入口の拡幅</td><td>②階段の勾配緩和</td><td>③浴室の改良</td><td>④便所の改良</td></tr><tr><td>⑤手すりの取り付け</td><td>⑥床の段差解消</td><td>⑦引き戸への取替え</td><td>⑧床の滑り止め化</td></tr></table>	①通路または出入口の拡幅	②階段の勾配緩和	③浴室の改良	④便所の改良	⑤手すりの取り付け	⑥床の段差解消	⑦引き戸への取替え	⑧床の滑り止め化
①通路または出入口の拡幅	②階段の勾配緩和	③浴室の改良	④便所の改良						
⑤手すりの取り付け	⑥床の段差解消	⑦引き戸への取替え	⑧床の滑り止め化						
4	改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。								
5	改修の完了時期が、令和8年3月31日までであること。								
6	改修が完了してから3ヶ月以内であること。								

## ●減税額

### 固定資産税額の3分の1

※100㎡をこえた部分は減額されません。また、都市計画税は減額の対象となりません。  
※土地は減額の対象となりません。

## ●減額期間

工事完了の翌年度1年度分（1戸について1回限り）

## ●申請に必要な書類

1	バリアフリー改修住宅に対する固定資産税の減額申告書
2	改修費用の確認できる書類（工事明細、工事の領収書、写真等）
3	お住まいの方が、以下の要件に該当することが確認できる書類（各種資格証又は手帳等） ①65歳以上の方 ②要介護認定または要介護支援認定を受けている方 ③障がいをお持ちの方

※必要に応じて、現地調査をさせていただく場合があります。

## ●減額の手続き

上記の必要な書類を準備いただき、原則として改修後3ヶ月以内に申告してください。  
ご不明な点は、課税課固定資産税係（電話 0596-21-5533）へお問い合わせください。